

# 国立大学法人徳島大学における公正入札調査委員会内規

平成16年 4月 1日

施設マネジメント部長制定

改正 平成19年 5月 9日

## (設置目的)

第1条 国立大学法人徳島大学に，建設工事の入札の適正を期し，公正取引委員会との連携を図りつつ，入札談合に関する情報に対する的確な対応を行うため，公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は，建設工事又は設計コンサルティング業務について入札談合に関する情報があった場合又は職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合には，次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 公正取引委員会への通報，事情聴取の実施，入札の延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応。
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応。

## (組織)

第3条 委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 施設マネジメント部長
- (2) 施設マネジメント部の各課長

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き，施設マネジメント部長をもって充てる。

2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

3 委員長に事故があるときは，委員長があらかじめ指名する委員が，その職務を代理する。

## (委員会)

第5条 委員会は，入札談合に関する情報があった場合又は，職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合には，必要に応じて随時会議を開くものとする。ただし，緊急やむを得ない事情があり，会議を開催することができない場合には，書類の合議をもって会議に替えることができるものとする。

## (報告)

第6条 委員長は，審議の結果を学長に報告するものとする。

## (委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは，委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

## (庶務)

第8条 委員会の庶務は、施設マネジメント部施設企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、委員会議事及び運営について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年5月9日から施行する。